

公益社団法人徳島県看護協会罹災見舞金等支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人徳島県看護協会（以下「本会」という。）の会員及び職員に給付する見舞金等について必要な事項を定めるものとする。

(見舞金の種別)

第2条 見舞金は、罹災見舞金及び死亡弔慰金とする。

(罹災見舞金)

第3条 罹災見舞金は、会員又は職員がその主たる居住地において、火災、風水害、震災その他これに類する災害によって財産に損害を受けた場合に支給する。

2 罹災見舞金は、次の表に掲げる区分により支給する。

区分	被災の程度	見舞金の額
火災の場合	家屋全焼	30,000円以内
	家屋半焼	20,000円以内
風水害及び震災の場合	家屋全壊	30,000円以内
	家屋半壊	20,000円以内
	家屋傾斜、床上浸水	10,000円以内

(死亡弔慰金)

第4条 死亡弔慰金は、会員又は職員が死亡した場合にその遺族に支給するものとする。

2 死亡弔慰金の額は、30,000円以内とする。

3 理事会は、故人の協会への貢献度その他の事情を考慮し、特に必要と認めるときは、前項に規定する額を変更して支給することができる。

(支給の制限)

第5条 理事会は、災害の激甚又は多発により、第3条及び前条に規定する見舞金等を支給することができないと認めるときは、その支給すべき額を減額し、又は支給を停止することができる。

(見舞金等の申請)

第6条 見舞金等は、支給を受けるべき会員の所属する施設の看護職代表者の申請に基づき支給する。

2 前項に規定する申請は、罹災見舞金については様式1、死亡弔慰金については様式2による。

3 見舞金等の申請書により、日本看護協会慶弔並びに災害見舞金規程に添って日本看護協会へ申請の手続きをする。

附 則

1 この規程は、昭和62年8月1日から施行する。

2 この規程は、平成6年4月1日から改正施行する。

3 この規程は、平成12年6月21日から改正施行する。

4 この規程は、平成16年6月5日から改正施行する。

5 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

6 この規程は、平成27年4月1日から施行する。